

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 3月 1日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ 株式会社ベストライフ
 住所 大阪府大東市野崎4-7-14
 代表者氏名 フリガナ 代表者 シムラ シゲル 吉村 茂
 電話番号 072-878-3191
 FAX番号 072-878-3192
 メールアドレス s.yoshimura@bestlife-bmm.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 6年 3月 1日

申請者 氏名又は名称 株式会社ベストライフ
住 所 大阪府大東市野崎4-7-14
代表者氏名 代表取締役 吉村 茂

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>ヨシムラ シゲル</small> 吉村 茂	
取締役 <small>ヨシムラ エツコ</small> 吉村 悦子	
取締役 助永 美穂	
取締役 寺地 伸二	
取締役 中澤 智子	
取締役 吉村 拓也	
事業の範囲	管工事業 給水装置工事業 給排水工事業 消防設備工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 バストライフ
上記事業所の所在地	郵便番号 574-0015 住所 大阪府大東市野崎4-7-14 電話番号 072-878-3191 FAX番号 072-878-3192 メールアドレス s.yoshimura@bestlife-bmm.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ヒロシマ タカオ 廣島 貴男 カジヤ シロオ カロ治屋 茂雄	156013 289971

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表 (第18条関係)

機械器具調書

令和6年3月 / 日現在

種別	名称	型式、性能	数量	備考
管の切断用の 機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金切のこ ・ ハンドソー ・ セーバーソー ・ ハンドグラインダー ・ チェーブカッター ・ 高速カッター 	ハンドソー 日産 CB-12FA 日産 CR13VBY2 東芝 DCD-1000 1/2 ~ 1 ダイワ L124PN	2ヶ 1ヶ " " "	
管の加工用の 機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイプネジ切器 ・ せり 	MCC 1/2 ~ 3	1台 /	
接合用の機械器具	<ul style="list-style-type: none"> ・ パイプレンチ ・ ウォーターポンププライヤ ・ モンキーレンチ ・ Xがネレンチ (セット) ・ ラチェットレンチ (セット) ・ カストーチ 	200mm ~ 900mm 250mm 150mm ~ 300mm 8 ~ 27 10 ~ 24 ワッシャーチーチ	6本 2本 4本 8本 1set 2ヶ	
水圧テストポンプ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手動テスト 	T50	1台	

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 3 月 1 日

申請者

氏名又は名称 株式会社ベストライフ

住 所 大阪府大東市野崎4-7-14

代表者氏名 *代表取締役* 吉村 茂

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府大東市野崎四丁目7番14号
株式会社ベストライフ

会社法人等番号	1220-01-017284	
商号	株式会社ベストライフ	
本店	大阪府大東市北条一丁目15番8号	
	大阪府大東市野崎四丁目7番14号	平成24年 9月15日移転 ----- 平成24年 9月18日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成15年6月2日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気設備の設計・施工・保守・管理・工事 2. 消防設備の設計・施工・保守・点検 3. 防犯・防火・防災及び安全に関する設備機器の販売 4. 空調設備の設計・施工・保守・点検 5. 電気通信工事業 6. ビルメンテナンス業 7. 管工事業 8. 大工工事業 9. マンション管理業 10. 不動産に関するコンサルティング 11. 前各号に附帯する一切の事業 	
発行可能株式総数	2000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	平成29年 5月25日変更 ----- 平成29年 5月29日登記
資本金の額	金1000万円	平成29年 5月25日変更 ----- 平成29年 5月29日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当社が承認したものとみなす。	
役員に関する事項	取締役 吉村 茂	平成30年 7月20日重任 ----- 平成30年 8月 9日登記

	取締役 吉村悦子	平成30年 7月20日重任
		平成30年 8月 9日登記
	取締役 助永美穂	令和 3年 1月 8日就任
		令和 3年 1月 8日登記
	取締役 寺地伸二	令和 3年 1月 8日就任
		令和 3年 1月 8日登記
	取締役 中澤智子	令和 3年 1月 8日就任
		令和 3年 1月 8日登記
	取締役 吉村拓也	令和 5年 9月 1日就任
		令和 5年 9月15日登記
	大阪府大東市野崎一丁目29番18号 代表取締役 吉村茂	平成30年 7月20日重任
		平成30年 8月 9日登記
登記記録に関する事項	平成20年6月2日有限会社ベストライフ・ヨシムラを商号変更し、移行したことにより設立	平成20年 6月 2日登記



これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 6年 3月 1日

大阪法務局東大阪支局
登記官

岡本基治



定 款

株式会社 ベストライフ

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社ベストライフと称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気設備の設計・施工・保守・管理・工事
2. 消防設備の設計・施工・保守・点検
3. 防犯・防火・防災及び安全に関する設備機器の販売
4. 空調設備の設計・施工・保守・点検
5. 電気通信工事業
6. ビルメンテナンス業
7. 管工事業
8. 大工工事業
9. マンション管理業
10. 不動産に関するコンサルティング
11. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大東市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2000株とする。

(株券)

第6条 当社は、株券を発行しないものとする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得することについて当社の承認を要する。当社の株主が当社の株式を譲渡により取得する場合には当

会社が承認したものとみなす。

(基準日)

- 第 8 条 当社は、毎事業年度末日の最終株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当社は、基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の決定により、臨時に基準日を定めることができる。
 - 3 第 1 項ただし書及び前項の場合には、その日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

- 第 9 条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届けなければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

- 第 10 条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によってする。
- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
 - 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第 201 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役の決定により定める。

第 3 章 株主総会

(招集)

- 第 11 条 当社の定時株主総会は、事業年度の末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要ある場合に随時これを招集する。
- 2 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(議長)

第 12 条 株主総会の議長、社長がこれにあたる。

(決議)

第 13 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主又はその法定代理人は、当社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第 16 条 当社は、取締役 1 名以上を置く。

(代表取締役)

第 17 条 当社の取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。

(社長)

第 18 条 取締役が 2 名以上ある場合は代表取締役を、取締役が 1 名の場合は当該取締役を社長とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(報酬等)

第 21 条 取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当会社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月末日までとする。

(剰余金の配当)

第 23 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。

2 剰余金の配当がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 24 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(設立時取締役)

第 25 条 商号変更による当会社の設立時の取締役並びに監査役は、次のとおりとする。

取締役	吉	村	茂
取締役	吉	村	悦子

(設立時代表取締役)

第 26 条 商号変更による当社の設立時の代表取締役は、次のとおりとする。

大阪府大東市野崎一丁目 29 番 18 号

代表取締役 吉 村 茂

上記は、当社の現行定款に相違ありません。

令和 6 年 3 月 1 日

大阪府大東市野崎四丁目 7 番 14 号

株式会社 ベストライフ

代表取締役 吉 村 茂



第一五六〇一三号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

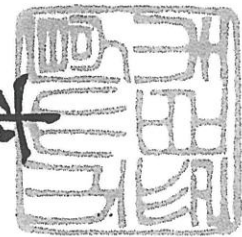
氏名 廣島 貴男

昭和四十七年六月三十日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平



第二八九九七一号

給水装置主任技術者免状

本籍 鹿児島県

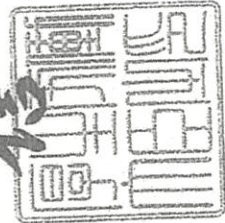
氏名 加治屋 茂 雄

昭和五十六年四月十九日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

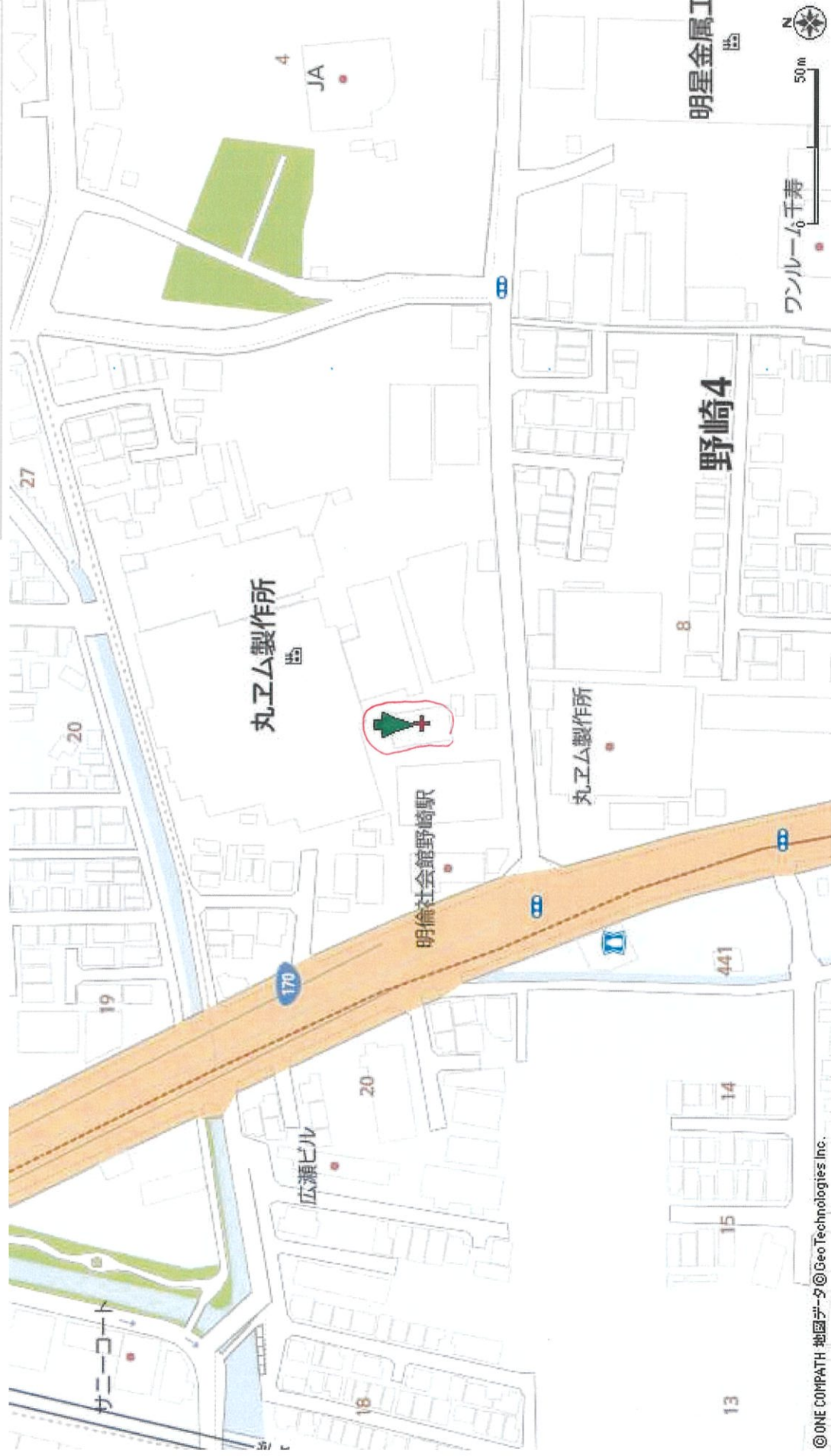
平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝 信





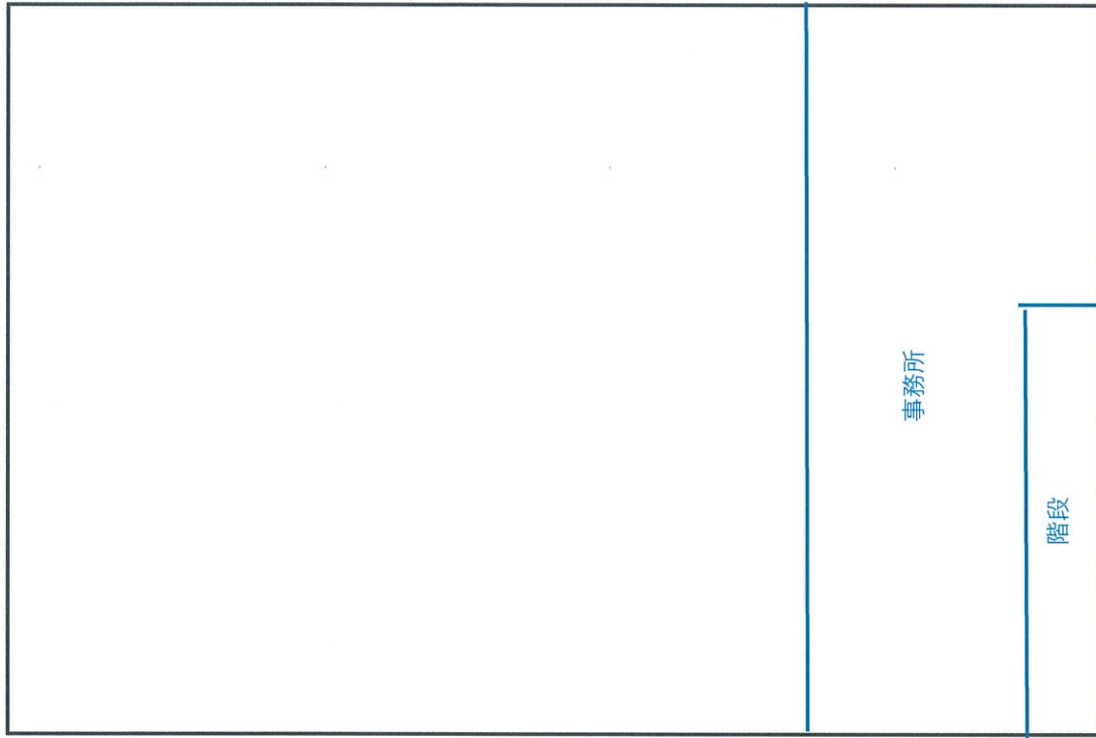
←この二次元コードを
ケータイやスマホで撮
ると、いま見ている地
図をすぐ表示できま
す。



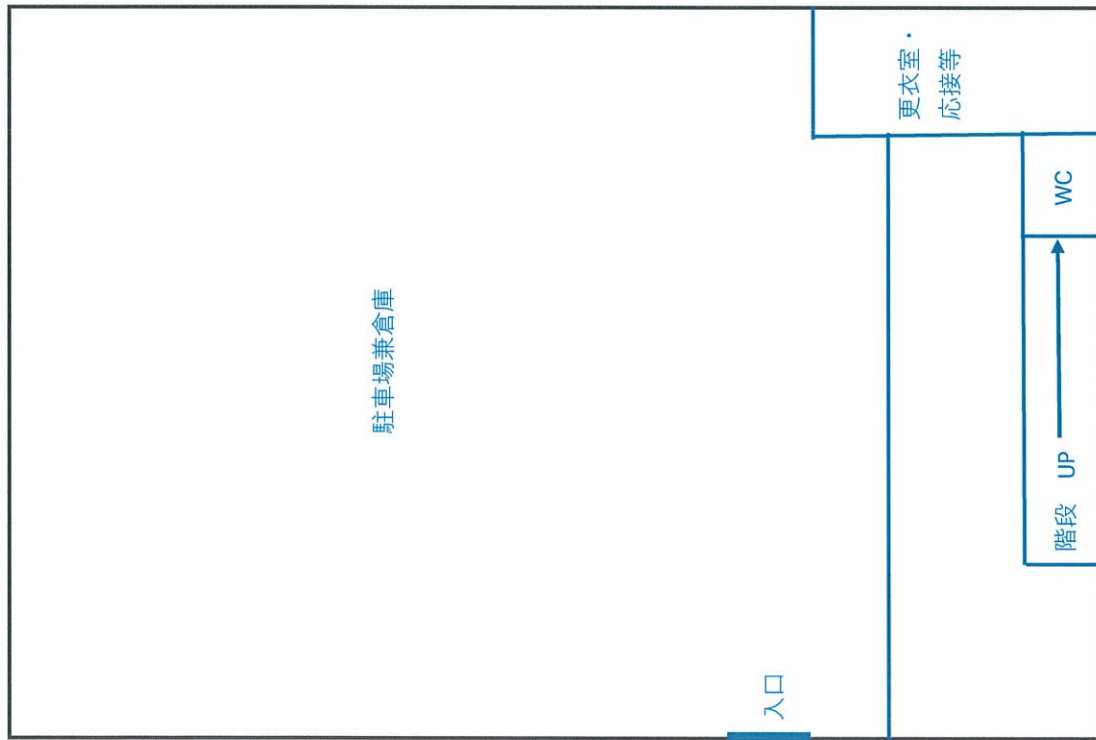
© ONE COMPASS 地図データ © GeoTechnologies Inc.

※印刷した地図は私的利用の範囲内でご利用をお願いいたします。詳しくは以下のページをご確認ください。

[地図の印刷利用について](#) | [地図の著作権について](#)



(2F)



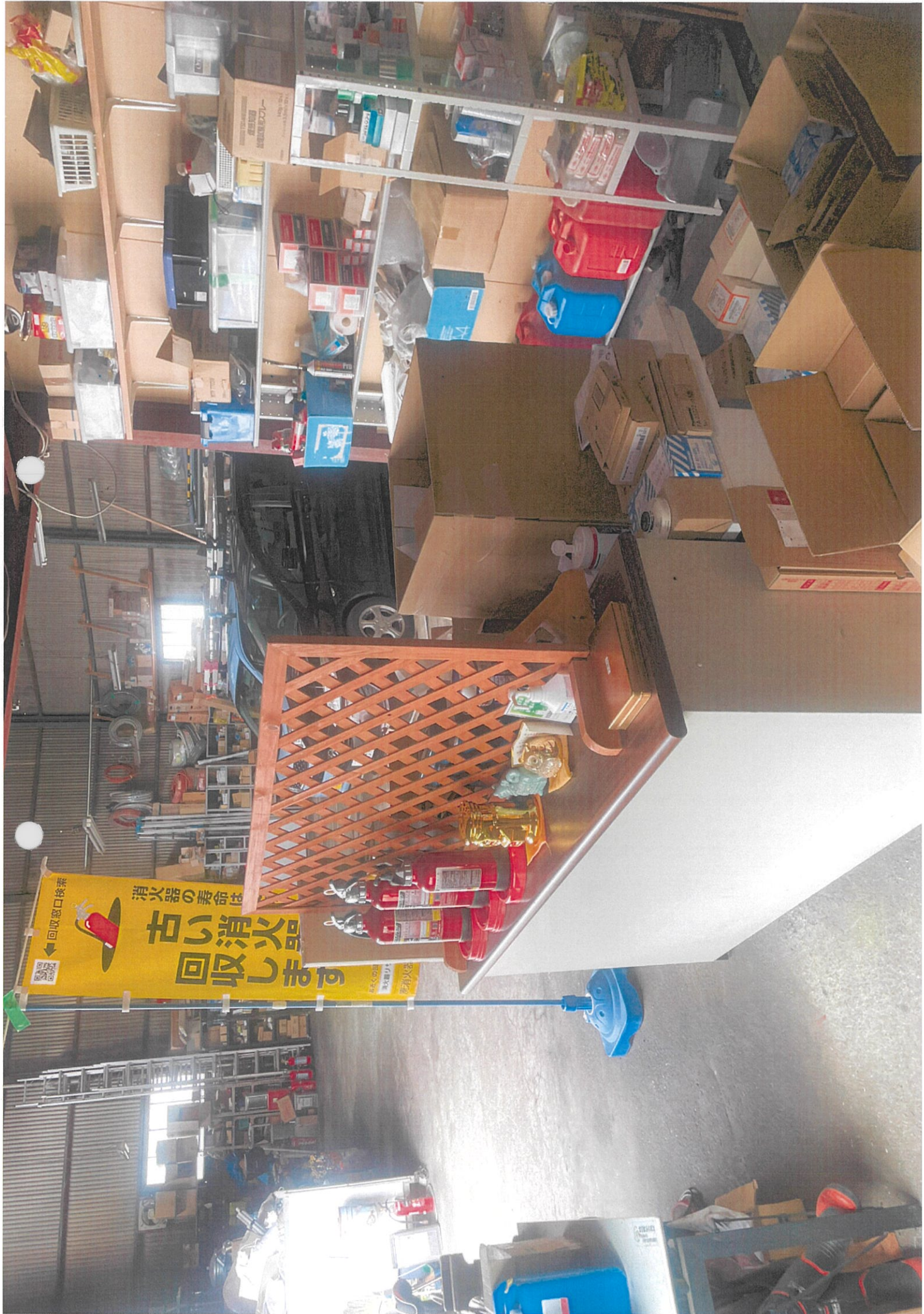
(1F)

株式会社 ベストライフ

消防設備 電気設備 通信設備 防犯カメラ
TEL (072) 878-3191 FAX (072) 878-3192







消火器の寿命は
古の消火器
回収します

回収窓口検索

QRコード

回収窓口検索

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6年 3月 1日

申請者 ^{フリガナ}氏名又は名称 ^{カブシキガイシャ}株式会社ベストライフ
 住所 大阪府大東市野崎4-7-14
^{フリガナ}代表者氏名 ^{ヨシムラ シゲル}吉村 茂
 電話番号 072-878-3191
 FAX番号 072-878-3192
 メールアドレス s.yoshimura@bestlife-bmm.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 10 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 6年 3月 1日

届出者

氏名又は名称 株式会社ベストライフ

住 所 大阪府大東市野崎4-7-14

代表者氏名 吉村 茂

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ベストライフ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番	選任・解任の年月
廣島 貴男 加治屋 茂雄	156013号 289971号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一五六〇一三号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

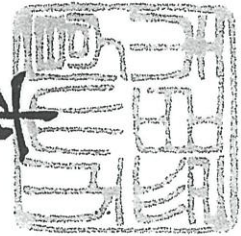
氏名 廣島 貴男

昭和四十七年六月三十日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平



第二八九九七一号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 鹿児島県

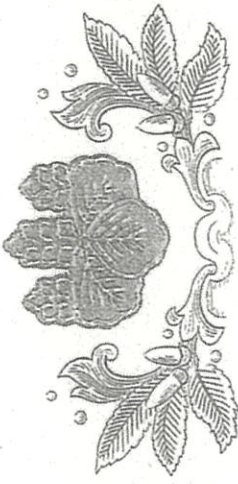
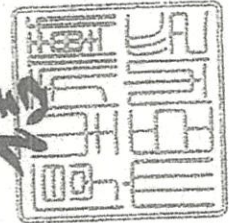
氏名 加治屋 茂 雄

昭和五十六年四月十九日生

水道法(昭和五十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤 勝 信



昭和三十九年四月十九日生